

『第二版 一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』（第1版第2刷）  
正誤表

目次	コード	頁	分類	誤	正
インデックス貼り付け箇所一覧表		16	左段・下から7行目	配管設備 令129条の2の5	配管設備 令129条の2の4
インデックス貼り付け箇所一覧表		16	左段・下から6行目	換気設備 令129条の2の6	換気設備 令129条の2の5
インデックス貼り付け箇所一覧表		16	右段・上から5行目	類似用途 令137条の17	類似用途 令137条の18
07既存不適格		107	条文の捉え方・左段	令28条の2	法28条の2
08申請手続	23251	112	解説	「法64条」より、「防火・準防火地域内における……	「法61条」より、「防火・準防火地域内における……
08申請手続	24131	113	解説	「基準法規則1条の3」に……とわかる。問題文の「既存不適格の建築物に増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和(=法86条の7の規定)を受ける場合」については、「表2(六十三)」より、……。	「基準法規則1条の3」に……とわかる。問題文の「既存不適格の建築物に増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和(=法86条の7の規定)を受ける場合」については、「表2(六十一)」より、……。
			原文	原文：建築基準法施行規則1条の3 …… 表2(六十三) 法第86条の7の規定が適用される建築物 既存 不適格調査	原文：建築基準法施行規則1条の3 …… 表2(六十一) 法第86条の7の規定が適用される建築物 既存 不適格調査
08申請手続	21042	120	原文	原文：法10条 (保安上危険な建築物等に対する措置)	原文：法10条 (著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)
08申請手続	20185	122	原文	原文：法12条2項 2. ……定期に、一級建築士 若しくは 二級建築士 又は 同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検 (……) をさせなければならない。ただし……	原文：法12条2項 2. ……定期に、一級建築士 若しくは 二級建築士 又は 建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検 (……) をさせなければならない。ただし……
08申請手続	19094	122	解説	「法12条」に「定期報告」の解説が載っており、その「3項」より、「建築設備で、行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するもの」の検査を受け、……。	「法12条」に「定期報告」の解説が載っており、その「3項」より、「建築設備で、行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士等の検査を受け、……。
		123	原文	原文：法12条3項 3. 昇降機 及び ……昇降機以外の建築設備 (……) で特定行政庁が指定するもの所有者は、……定期に、一級建築士 若しくは 二級建築士 又は 国土交通大臣が定める資格を有する者に検査 (……) をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。  原文：建築基準法施行規則第6条 (建築設備等の定期報告) 法第12条第3項 (……) の規定による報告の時期は、建築設備、……工作物 (……) 又は……昇降機等 (以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで (……) の間隔を以て特定行政庁が定める時期 (……) とする。	原文：法12条3項 3. 特定建築設備等 (昇降機 及び……昇降機以外の建築設備……) で……特定行政庁が指定するもの……の所有者は、……定期に、一級建築士 若しくは 二級建築士 又は……「建築設備等検査員」……に検査 (……) をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。  原文：建築基準法施行規則第6条 (建築設備等の定期報告) 法第12条第3項の規定による報告の時期は、…… (以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで (……) の間隔を以て特定行政庁が定める時期 (……) とする。
08申請手続	16023	123	解説	「法12条」に「報告、検査等」について載っており、その「5項」及び「同項三号」を訳すと……。	「法12条」に「報告、検査等」について載っており、その「5項」及び「同項二号」を訳すと……。

			原文 原文：法12条5項 …… 三. 第77条の21第1項の指定確認検査機関	原文：法12条5項 …… 二. 第77条の21第1項の指定確認検査機関
08申請手続	24281	126	原文 原文：法85条 非常災害があった場合において、 <b>その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの内</b> においては、……	原文：法85条 非常災害があった場合において、 <b>非常災害区域等（非常災害が発生した区域又は……）内</b> においては、……
08申請手続	26033	129	解説 ……の規定により用途地域の規定（法48条1項から13項）の適用を受けない建築物…… 原文 原文：令137条の19第2項第二号 二. 法第48条 <b>第1項から第13項までの規定に適合しない事由が原動機の出力</b> 、……	……の規定により用途地域の規定（法48条）の適用を受けない建築物…… 原文：令137条の19第2項第二号 二. 法第48条……の規定に適合しない事由が原動機の出力、……
08申請手続	23033	129	解説 「法87条」に「用途の変更」について載っており、その「3項」より、「既存不適格（法3条第2項）の規定により用途地域の規定（法48条1項から13項）の適用を……」 130 原文 原文：法87条3項第三号 三. <b>第48条第1項から第13項までの規定</b> に関しては、…… 原文：令137条の19第2項第三号 …… 三. <b>用途変更後の法第48条第1項から第13項までの規定に適合しない</b> ……	「法87条」に「用途の変更」について載っており、その「3項」より、「既存不適格（法3条第2項）の規定により用途地域の規定（法48条）の適用を……」 原文：法87条3項第三号 三. 第48条……の規定に関しては、…… 原文：令137条の19第2項第三号 …… 三. 用途変更後の法第48条……の規定に適合しない……
08申請手続	11253	133	原文 原文：法94条 （不服申立て） 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事……指定確認検査機関、……の処分又は <b>これに係る不作為に不服がある者は</b> 、……主事……である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては……確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、…… <b>対して審査請求をすることができ</b> る。	原文：法94条 （不服申立て） 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事……指定確認検査機関、……の処分又は <b>その不作為についての審査請求は</b> 、……主事……である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては……確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に <b>対してするものとする</b> 。
08申請手続		134	条文の捉え方・右段 A①を有し、又はB①、B②若しくはB③を……	A①を有し、又はB②、B③若しくはB④を……
08申請手続		139	条文の捉え方・左段 法87条（用途の変更に対するこの法律の準用）…… 2 ……、第48条 <b>第1項から第13項まで</b> 、……	法87条（用途の変更に対するこの法律の準用）…… 2 ……、第48条……、……
08申請手続		140	条文の捉え方・左段 法88条（工作物への準用）…… 4 ……第35条の2第1項本文の規定による……	法88条（工作物への準用）…… 4 ……第35条の2第1項本文又は津波防災地域づくりに関する法律……第1項の規定による……
09構造		177	条文の捉え方・右段 ○積雪荷重 $S=d \times A \times \rho$ （令85条2、3項を参照して）	○積雪荷重 $S=d \times A \times \rho$ （令86条2、3項を参照して）
12防火地域	20134	197	問題 準防火地域内において、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての地域活動支援センター（各階を当該用途に供するもの）の主要 <b>港部</b> は……	準防火地域内において、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての地域活動支援センター（各階を当該用途に供するもの）の主要 <b>構造部</b> は、……

12防火地域	18121	198	原文	<p>原文：令136条の2 ……</p> <p>イ、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 主要構造部が……に適合すること。 ……</p> <p>イ、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある……に適合すること。</p>	<p>原文：令136条の2 ……</p> <p>イ、主要構造部が……に適合し…… ……</p> <p>イ、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある……に適合し……</p>
12防火地域	14073	199	原文	<p>原文：令136条の2の2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準) 法第62条の政令で定める技術的基準は、次に各号(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分でその屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあつては、第一号)に掲げるものとする。</p>	<p>原文：令136条の2の2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準) 法第62条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号に掲げるもの)とする。</p>
12防火地域	15165	199	解説	<p>……、この「準遮炎性能」の基準については、令136条の2第三号イ(2)に載っており、……</p>	<p>……、この「準遮炎性能」の基準については、令136条の2第三号イに載っており、……</p>
		199 ～ 200	原文	<p>原文：令136条の2第三号イ(2) ……</p> <p>三、……</p> <p>イ、……</p> <p>(2) 外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること、……</p>	<p>原文：令136条の2第三号イ ……</p> <p>三、……</p> <p>イ、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第108条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること、……</p>
12防火地域		204	条文の捉え方・左段	<p>一 ……</p> <p>次のイ又はロのいずれかに掲げる基準 イ 次に掲げる基準に適合するもの…… (1) 主要構造部が…… (2) 外壁開口部設備(……) 二 ……</p> <p>次のイ又はロのいずれかに掲げる基準 (1) 主要構造部が…… (2) 外壁開口部設備が前号イ(2)…… 三 …… (1) 外壁及び軒裏で…… (2) 外壁開口部設備に…… 四 …… イ 外壁開口部設備が前号イ(2)……</p>	<p>一 ……</p> <p>次のイ又はロのいずれかに掲げる基準 イ 主要構造部が…… 外壁開口部設備(……) 二 ……</p> <p>次のイ又はロのいずれかに掲げる基準 イ 主要構造部が…… 外壁開口部設備が前号イ…… 三 ……</p> <p>次のイ又はロのいずれかに掲げる基準 イ 外壁及び軒裏で…… 外壁開口部設備に…… 四 …… イ 外壁開口部設備が前号イ……</p>
13防火区画	20065	209	原文	<p>原文：令112条15項 ……、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない、……</p>	<p>原文：令112条15項 ……、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひしし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。</p>

13防火区画	16063	210	原文	原文：令112条18項 18. ……区画に用いる <b>特定防火設備 及び……防火設備は</b> 、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。 一. 第1項本文、第3項若しくは <b>第5項</b> の規定による…… 二. 第1項第二号、 <b>第5項</b> 、第9項若しくは前項の規定による区画に用いる <b>特定防火設備……</b>	原文：令112条18項 18. ……区画に用いる <b>特定防火設備……防火設備……は</b> 、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。 一. 第1項本文、第3項若しくは <b>第4項</b> の規定による…… 二. 第1項第二号、第9項若しくは前項の規定による区画に用いる <b>特定防火設備……</b>
13防火区画	14082	213	原文	原文：令112条19項 19. …… <b>準耐火構造の床 若しくは 壁 又は……第10項ただし書……のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの</b> （以下この項及び次項において……	原文：令112条19項 19. …… <b>準耐火構造の床 若しくは 壁……</b> （以下この条において……
13防火区画		215	条文の捉え方・左段	……1,500㎡以内ごとに1時間準耐火基準（第129条の2の3の第1項一号ロに…以下同じ。）に適合する…	……1,500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する……
13防火区画		215	条文の捉え方・右段	面積区画（1500㎡区画） ……しかし、準耐火建築物は、2項、3項でこれより小さな区画の……	面積区画（1500㎡区画） ……しかし、準耐火建築物は、3項、4項でこれより小さな区画の……
13防火区画		216	条文の捉え方・右段	……しかし、「耐火建築物…が要求されない。（事例参照）	……しかし、「耐火建築物…が要求されない。
13防火区画		218	条文の捉え方・左段	19 ……（以下この項及び次項において……	19 ……（以下この条において……
14内装制限	29073	220	原文	原文：令128条の5 ……居室（法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が <b>耐火建築物…</b> …	原文：令128条の5 ……居室（法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が <b>主要構造部を耐火構造とした建築物…</b> …
16道路	18133	257	原文	原文：法44条第三号 三. <b>地区計画の区域内の自動車のみ</b> の交通の用に供する道路 又は <b>特定高架道路等の上空</b> 又は <b>路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、……</b>	原文：法44条第三号 三. <b>第43条第1項第二号の道路の上空 又は 路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、……</b>
17建築制限	20123 15123	269	全体	問題、解説、原文が同じ	15123を削除
17建築制限		280	「別表2」の解説	注2 ①日用品…… …… ④物品販売店舗、飲食店を除く。(を)項五号	注2 ①日用品…… …… ④物品販売店舗、飲食店を除く。(わ)項五号
17建築制限		281	条文の捉え方・右段	別表2(リ)項二号 商業地域に建築してはならない建築物	別表2(ぬ)項二号 商業地域に建築してはならない建築物
17建築制限		281	条文の捉え方・右段	第2種低層(令130条の5の3第四号)で…	第2種低層(令130条の5の2第四号)で…
19高さ制限	25171	418	図問題	「令130条の12第二号」 …… (イ)前面道路の路面の中心からの高さが5m <b>以上</b>	「令130条の12第二号」 …… (イ)前面道路の路面の中心からの高さが5m <b>以下</b>
22バリアフリー法	21262	446	解説	……、「建築物移動等円滑化基準」については「同法(令)10条～23条」に規定されており、「同法(令)15条」より、「ホテルには、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を1 <b>以上</b> 設けなければならない。」とわかる。	……、「建築物移動等円滑化基準」については「同法(令)10条～23条」に規定されており、「同法(令)15条」より、「ホテルには、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室をその総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数：最低でも1） <b>以上</b> 設けなければならない。」とわかる。

			原文	原文：バリアフリー法（令）15条 （ホテル又は旅館の客室） ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を <b>1</b> 以上設けなければならない。	原文：バリアフリー法（令）15条 （ホテル又は旅館の客室） ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を <b>客室の総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</b> 以上設けなければならない。	
22	バリアフリー法	19234	454	解説	「バリアフリー法25条」に「移動等円滑化基本構想」について載っており、「市町村は、移動等円滑化に係る事業の基本的な構想（基本構想）を作成することができる。」とわかる。…	「バリアフリー法25条」に「移動等円滑化基本構想」について載っており、「市町村は、移動等円滑化に係る事業の基本的な構想（基本構想）を作成するよう努める。」とわかる。…
				原文	原文：バリアフリー法25条 （移動等円滑化基本構想） 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する <b>基本的な構想（第5項を除き、以下「基本構想」という。）</b> を作成することができる。	原文：バリアフリー法25条 （移動等円滑化基本構想） 市町村は、基本方針（……）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する <b>基本的な構想（以下「基本構想」という。）</b> を作成するよう努めるものとする。
23	耐震改修法	24271	464	問題（※）	所管行政庁は、耐震改修の計画の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている <b>防火地域内の階数が3の耐火建築物</b> である場合において、柱及びはりの模様替をすることにより、当該建築物が建築基準法 <b>第61条</b> の規定に適合しないこととなるものであっても、……。	所管行政庁は、耐震改修の計画の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている <b>3階以上の床面積の合計が200㎡以上である耐火建築物の倉庫</b> である場合において、柱及びはりの模様替をすることにより、当該建築物が建築基準法 <b>第27条第2項</b> の規定に適合しないこととなるものであっても、……。
				解説	「耐震改修法17条3項第四号」より、……当該建築物が <b>基準法61条</b> の規定に適合しないこととなるものであっても、……。	「耐震改修法17条3項第四号」より、……当該建築物が <b>基準法27条第2項</b> の規定に適合しないこととなるものであっても……。
				原文	原文：耐震改修法17条3項第四号 ……、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が <b>同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項</b> の規定に適合しないこととなるものであるときは、……	原文：耐震改修法17条3項第四号 ……、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が <b>同法第27条第2項</b> の規定に適合しないこととなるものであるときは、……
24	建築士法	24212	472	解説	「士法7条第3号」及び「士法8条の2第3号」より、……。	「士法7条第2号」及び「士法8条の2第2号」より、……。
				原文	原文：士法7条第3号 …… <b>三、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</b>	原文：士法7条第2号 …… <b>二、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</b>
				原文	原文：士法8条の2第3号 …… <b>三、第7条第3号又は第4号に該当するに至ったとき 本人</b>	原文：士法8条の2第2号 …… <b>二、第7条第2号又は第3号に該当するに至ったとき 本人</b>
24	建築士法	18172	473	原文	…… <b>2. 国土交通大臣 又は…、前項の規定により…</b>	…… <b>3. 国土交通大臣 又は…、前2項の規定により…</b>
24	建築士法	21213	474	解説	……、その「 <b>五号</b> 」条件に該当するため免許を受けることができない。	……、その「 <b>四号</b> 」条件に該当するため免許を受けることができない。
				原文	原文：士法7条 <b>第五号</b> <b>五、第9条第1項第四号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者</b>	原文：士法7条 <b>第四号</b> <b>四、第9条第1項第四号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者</b>
24	建築士法	30214	477	原文	原文：士法17条の37第1項表一号ロ	原文：士法 <b>規則</b> 17条の37第1項表一号ロ

24建築士法	11212	487	原文	原文：士法24条2項 2. 前項の規定により…	原文：士法24条（建築士事務所の管理） 建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は 木造建築士事務所ごとに、それぞれ…事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士 又は 木造建築士を置かなければならない。
24建築士法	18184	498	原文	原文：建築基準法99条第七号 …の規定による質問に対して答弁せず、…  原文：建築基準法12条7項 …、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、…建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、…設計者、工事監理者若しくは 工事施工者に対し…	原文：建築基準法99条第七号 …の規定による…又は質問に対して答弁せず、…  原文：建築基準法12条7項 …、当該建築物、建築物の敷地、…に立ち入り、…工事に関係がある物件を検査し、…設計者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し…
24建築士法	01284	499	原文	原文：士法24条の2 （建築士事務所の管理）	原文：士法24条の2 （名義貸しの禁止）
24建築士法		507	条文の捉え方・左段	法5条の4（建築物の設計及び工事監理）	法5条の6（建築物の設計及び工事監理）
27消防法	19211	539	原文	原文：消防法34条の4第2項	原文：消防法（令）34条の4第2項
27消防法	16211	543	原文	原文：消防法（令）12条 … 四. ……、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては3,000㎡以上、その他の防火対象物にあつては6,000㎡以上のもの	原文：消防法（令）12条 … 四. ……、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項 及び (六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物のうち病院にあつては3,000㎡以上、その他の防火対象物にあつては6,000㎡以上のもの
28関係法令・その他	18245	558	解説  原文	「老人福祉法17条」、及び、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準11条4項第一号ロ」より、…  原文：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準11条4項 … ロ、入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。	「老人福祉法17条」、及び、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準11条4項第一号ハ」より、…  原文：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準11条4項 … ハ、入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。
28関係法令・その他	18222	564	問題（※）  解説  原文	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業又はとび・土木工事業に係る…  「リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）21条」より、「解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業又はとび・土木工事業に係る…  原文：リサイクル法21条 （解体工事業者の登録） 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第1の右欄に掲げる 土木工事業、建築工事業 又は とび・土木工事業 に係る…	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業又は解体工事業に係る…  「リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）21条」より、「解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業又は解体工事業に係る…  原文：リサイクル法21条 （解体工事業者の登録） 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第1の右欄に掲げる 土木工事業、建築工事業 又は 解体工事業 に係る…

28関係法令・その他	24283	566 原文	<p>原文：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律8条  (建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)  建築基準法第2条第三十五号の特定行政庁は、<u>同法第85条第1項の非常災害</u>又は<u>同条第2項の災害</u>が特定非常災害である場合において、<u>同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる</u>必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、<u>更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長</u>することができる、……</p>	<p>原文：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律8条  (建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)  建築基準法第2条第三十五号の特定行政庁は、<u>……非常災害</u>又は<u>……特定非常災害である場合において、……規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ、……</u>必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、<u>更に1年を超えない範囲内において……許可の期間を延長</u>することができる、……</p>
28関係法令・その他	29274	568 解説  原文	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条」に「計画の認定」について載っており、「建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための<u>建築物に設けた空気調和設備等の改修</u>をしようとするときは、……」</p> <p>原文：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条  (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)  <u>建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築……増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは……改修……、行政庁の認定を申請することができる。</u></p>	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条」に「計画の認定」について載っており、「建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための<u>建築物の修繕等（建築物に設けた空気調和設備等の改修を含む）</u>をしようとするときは、……」</p> <p>原文：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条  (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)  <u>建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又は……増築、改築若しくは修繕等……行政庁の認定を申請することができる。</u></p> <p>原文：同法6条2項  2. 建築主は、その<u>修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。第29条第1項において同じ。）</u>を……</p>

※過去の試験問題で法改正などにより内容が正しくなくなっているものは、著者の判断で便宜的に修正を加えました